

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書
(一般乗合旅客自動車運送事業)

令和3年7月21日

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町18-1

事業者名 南国交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩元 千博
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- | |
|---|
| (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 |
| ・当社が保有する乗合バス車両においては、2020年度末時点のノンステップバス導入率は6.4%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、ノンステップバス導入率を向上させる。 |
| (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 |
| ・係員に対して接遇の研修や車いすなどの対応訓練を行う。 |
| ・車内放送に高齢者、障がい者等に席を譲るように周知を行う。 |

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを順次導入する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助必要者に対する乗降補助の提供	・車いす利用者等のバス乗降時に係員が補助する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	・車内の液晶運賃表示器を順次設置する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象にした、高齢者・障がい者の方の乗降支援に関する教育を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく定期的に試験を行い、会社内の次年度以降の教育訓練の方針策定の検討材料とする。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車いすでのバス利用方法掲載	ホームページへの掲載済み	計画策定通り実施した為

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

（バスターミナル）

令和3年7月21日

住 所 鹿児島県鹿児島市中央町18-1

事業者名 南国交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩元 千博
（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・全係員が高齢者、障がい者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、講習の定期開催及び訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
老朽化時対応	・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助必要者等の接遇に関する講習等を受講	・介助必要者への乗降や案内等に関して係員が補助する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの内容充実	・ホームページの案内図をわかりやすく表示する

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	・全係員に対して、障がい当事者への声かけ・旅客支援に関する講習を行う

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・他の交通機関と案内サイン等の表示を統一化する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
民間資格職員の配置	講習等の受講	講習等の受講により、対応可能と判断

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。